令和6年度医道審議会歯科医師分科会 歯科医師臨床研修部会（第1回）	参考資料2

歯科医師臨床研修制度の
次期制度改正に向けた課題と論点

歯科医師臨床研修制度のこれまでの主な改正内容

	平成23年度改正	平成28年度改正	令和3年度改正
研修内容について		●研修プログラムの記載事項の追加 ・**到達目標の達成に必要な症例数**と研修内容等 ・**修了判定の評価を行う項目と基準**	●**到達目標の全面見直し** ・**「プロフェッショナリズム」と「チーム医療」の追加** ・構成の変更 ・「必須」項目と「選択」項目の追加
臨床研修施設について	●**連携型臨床研修施設**の新設 （平成22年度までは、単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設（＋研修協力施設）の区分で実施） ・**臨床施設群方式の推進**（グループ化の推進）	●臨床研修施設の**指定取消し要件**の追加 ・**3年以上研修歯科医の受入がないとき** ・協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき	●**協力型（Ⅱ）臨床研修施設の新設** ●「単独型」及び「管理型」の指定基準の見直し ●3年以上研修歯科医の受入れがない臨床研修施設の取扱いの明確化 ●臨床研修施設の指定基準（人員要件）の取扱いの明確化
研修指導体制について	●**研修管理委員会の機能強化**（指導を行う歯科医師等への研修会開催）	●研修プログラムの評価項目の追加 ・研修歯科医の**指導体制** ・研修歯科医が経験した**平均症例数** ・予め設定した**症例数を達成した研修歯科医の割合**	●**プログラム責任者講習会の受講の必須化** ●大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講の必須化 ●指導歯科医の更新制
その他	●臨床研修施設の指定・年次報告等の申請の簡素化	●研修歯科医から臨床研修の中断を申し出る理由の追加 ・研修期間中の研究、留学等の**多様なキャリア形成**を行うこと （平成27年度までは妊娠、出産、育児、傷病等の理由のみ） ※再開の際には、同じ臨床研修施設の研修プログラムを選択可能とした	●マッチ後の異動に関する特例の取扱いの明確化

1. 研修内容

研修内容について現状と課題

（前回の改正内容）

○ 到達目標の構成・内容を大きく見直し、「A.歯科医師としての基本的価値観、B.資質・能力、C.基本的診療業務」を示すとともに、「 C.基本的診療業務」については必修項目と選択項目を設定。

○ 歯学教育モデル・コア・カリキュラムおよび歯科医師国家試験出題基準の改訂に合わせて、「在宅歯科医療の提供やチーム医療・多職種連携等への対応等」を追加。

（課題）

○ 到達目標について、研修歯科医が修得すべき項目は、一通り網羅されるようになったと考えられるが、引き続きシームレスな歯科医師養成に向けて、本年度より共用試験が公的化されたことや令和4年度歯学教育モデル・コア・カリキュラム、歯科医療提供体制等に関する検討会中間とりまとめが公表されたこと等を踏まえ、どのように考えるか。

○ また、医療安全にかかる意識の高まりを踏まえ、研修内容をより充実させるべきとの意見もある。

歯科医師の卒前教育、卒後研修に関する直近の見直し時期

○ 歯科医師臨床研修の直近の見直しは令和元年度であるが、卒前教育のモデル・コア・カリキュラムは令和2年度、歯科医師国家試験の出題基準は令和3年度である。

		位置づけ 又は実施根拠	検討を行う場	近年の 改訂・改正年度	
卒前	歯学教育 モデル・コア・ カリキュラム	歯学教育において、全ての歯科学生が履修すべき必要不可欠な教育内容を提示したガイドライン	「モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会」 「モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会」 （文部科学省）	H28 （H30）	R2 （R4）
卒前	CBT・ OSCE	歯科医師法（第4章　第17条の2）	医道審議会　歯科医師分科会 歯学生共用試験部会 （厚生労働省）	モデル・コア・カリキュラムの改訂に合わせて随時改訂	
卒前	歯科医師国家試験	歯科医師法（第3章　第9条～第16条）	医道審議会　歯科医師分科会 歯科医師国家試験制度改善検討部会 （厚生労働省）	H28 （H30）	R3 （R5）
卒後	歯科医師臨床研修	歯科医師法（第3章の2　16条の2～6	医道審議会　歯科医師分科会 歯科医師臨床研修検討部会 （厚生労働省）	H26 （H28）	R1 （R3）

※( )内は施行年度

歯科医師臨床研修の到達目標の構成

（厚生労働省医政局長通知 令和3年　医政発0331第75号）

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）
1　社会的使命と公衆衛生への寄与
2　利他的な態度
3　人間性の尊重
4　自らを高める姿勢

B. 資質・能力
1　医学・医療における倫理性
2　歯科医療の質と安全の管理
3　医学知識と問題対応能力
4　診療技能と患者ケア
5　コミュニケーション能力
6　チーム医療の実践
7　社会における歯科医療の実践
8　科学的探究
9　生涯にわたって共に学ぶ姿勢

C. 基本的診療業務
1　基本的診療能力等 (1)基本的診察・検査・診断・診療計画 (2)基本的臨床技能等 (3)患者管理 (4)患者の状態に応じた歯科医療の提供
2　歯科医療に関連する連携と制度の理解等 (1)歯科専門職間の連携 (2)多職種連携、地域医療 (3)地域保健 (4)歯科医療提供に関連する制度の理解

歯科医師のシームレスな養成

医道審議会歯科医師分科会	資料1【改】
令和元年9月2日	

【総合的な診療能力を持つ歯科医師のシームレスな養成】

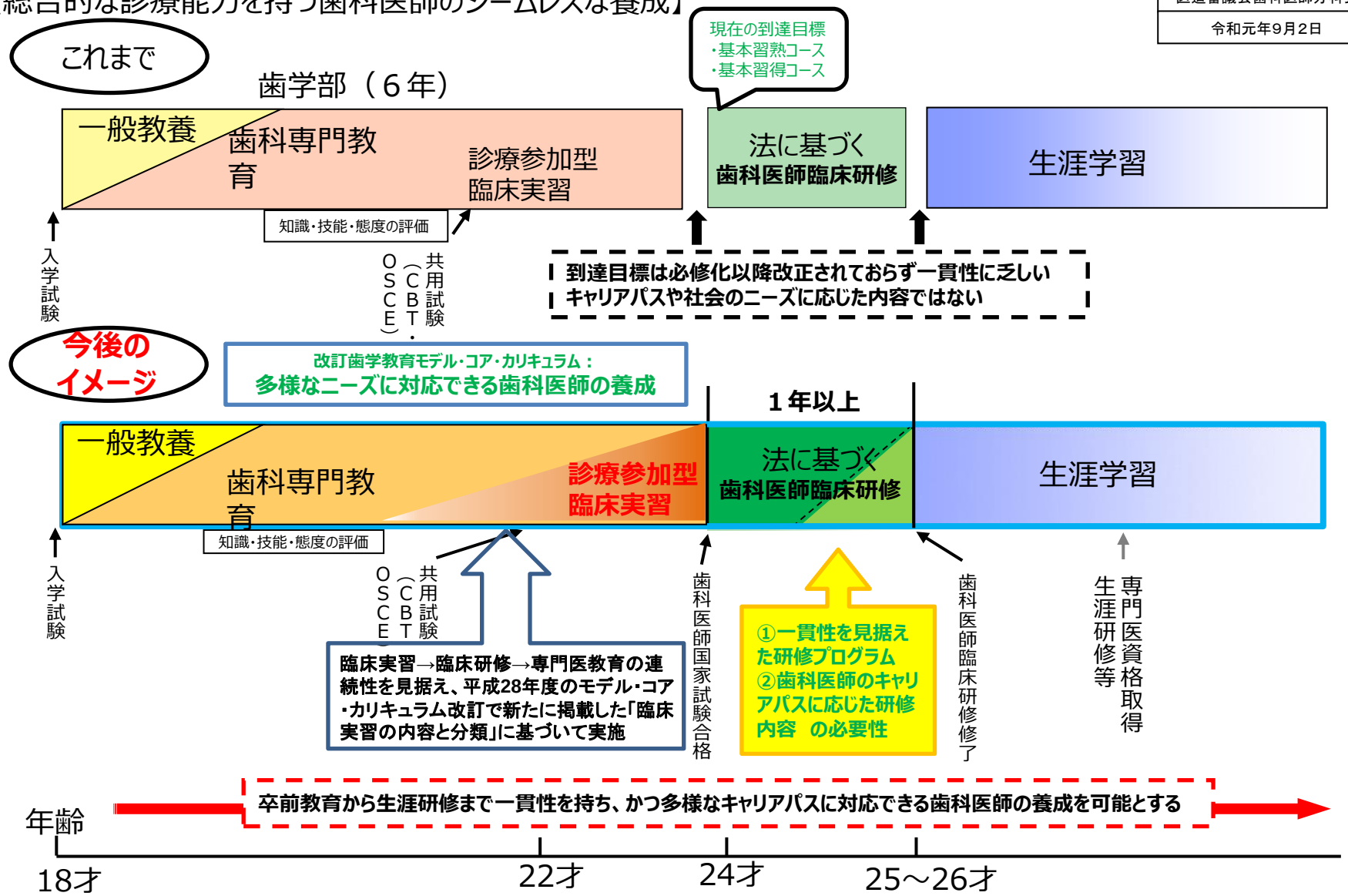

歯科医師法（昭和23年法律第202号）一部改正　令和3年5月28日公布、令和6年4月1日施行

1　共用試験合格を歯科医師国家試験受験資格の要件化

＜背景＞

○　大学における臨床実習開始前の歯学生の能力を全国的に一定の水準に確保することを目的として、公益社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」が実施する「共用試験」（臨床実習前OSCE、CBT）については、平成17年から正式に実施され、現在は、全ての歯学生が受験するなど、大学における歯学教育の中で臨床実習前に歯学生の知識・技能を試験する機会として確立されている。

＜改正の内容＞

歯学教育の中で重要な役割を果たしている**共用試験について、歯科医師国家試験の受験資格の要件として歯科医師法上位置づける**こととする。また、共用試験の合格は歯学生が一定水準の技能・態度のレベルに達していることを担保するものであることから、**共用試験に合格していることを臨床実習において歯科医業を行うための要件とする**。

2　共用試験に合格した歯学生が臨床実習において歯科医業を行えることを明確化

＜背景＞

○　歯科医師法第17条により歯科医師でないものの歯科医業は禁じられているところ、歯科医師免許を持たない歯学生が大学における臨床実習で行う歯科医行為については、その目的・手段・方法が社会通念から見て相当であり、歯科医師の歯科医行為と同程度の安全性が確保される限度であれば基本的に違法性はないと考えられている。

○　一方で、大学が行う臨床実習について、診療参加型の実習が十分に行われていない要因として、歯学生が臨床実習で行う歯科医行為についての法的な担保がなされていないことが指摘されている。

＜改正の内容＞

診療参加型の臨床実習において、歯学生がより実践的な実習を行うことを推進し、歯科医師の資質向上を図る観点から、**「共用試験」に合格した歯学生について、歯科医師法第17条の規定にかかわらず、大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下、歯科医療に関する知識及び技能を修得するために歯科医業を行うことができることとする。**

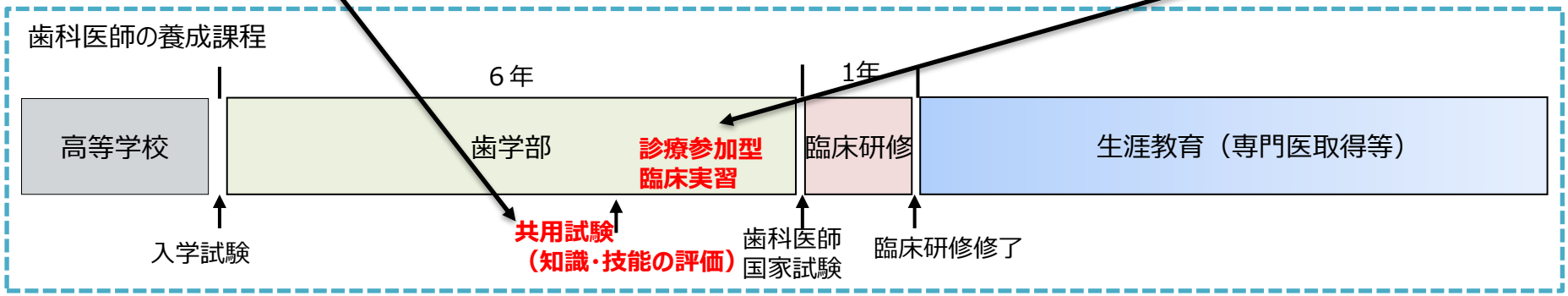

医学/歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度版） 概要

- 各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分を抽出し、「モデル」として体系的に整理したもの。
- 初版は平成13年3月に策定。医療を取り囲む環境変化に伴い改訂（平成19年度、22年度、28年度）。
- 学生が**卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）**に関する学修目標を**明確化。**
- 学生の学修時間数の**医学:3分の2程度、歯学:6割程度**を目安としたもの （残りは各大学の特色ある独自のカリキュラムを実施）。

キャッチフレーズ

「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」

人口減地域の増加

新興感染症・災害リスクの増大

高齢化率の上昇

新規科学技術の台頭

「医師/歯科医師に求められる基本的な資質・能力」を共通化（赤字は新設）

- PR. プロフェッショナリズム
- **GE. 総合的に患者・生活者をみる姿勢**
- LL. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
- RE. 科学的探究
- PS. 専門知識に基づいた問題解決能力
- **IT. 情報・科学技術を活かす能力**
- CS. 患者ケアのための診療技能
- CM. コミュニケーション能力
- IP. 多職種連携能力
- SO. 社会における医療の役割の理解

歯科専門職・歯科医療提供体制の確保（第8次医療計画のポイント）

概　要

- 地域の歯科医療提供体制の状況や、歯科専門職の配置状況の把握を行った上で、医科歯科連携における歯科の果たす役割を認識し、病院の規模や機能に応じて地域の歯科医療従事者を病院において活用することや、病院と歯科診療所の連携を推進することなど、地域の実情を踏まえた取組を推進する。
- 歯科専門職確保のため、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用する。

医科歯科連携の重要性

歯科医師が入院患者の口腔の管理を行うことによって、在院日数の短縮や肺炎発症の抑制に資することが明らかとなる等、口腔と全身の関係について広く知られるようになり、医科歯科連携の重要性が増している。

入院患者に対する在院日数削減効果

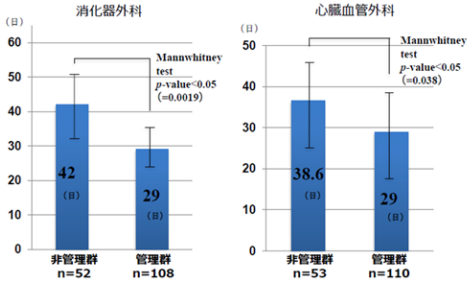

出典：第84回社会保障審議会医療保険部会（H26.11）
堀憲郎委員提出資料
千葉大学医学部附属病院における介入試験結果

術後の回復過程に及ぼす効果

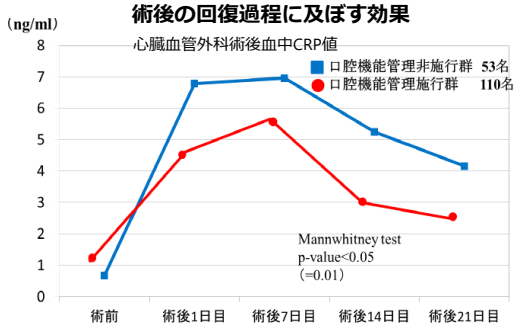

出典：第84回社会保障審議会医療保険部会（H26.11）
堀憲郎委員提出資料
千葉大学医学部附属病院における介入試験結果

要介護者に対する肺炎発症の抑制効果

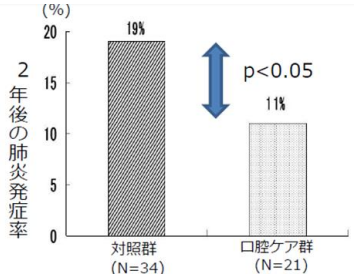

Yoneyama *et al*. :*Lancet*;1999

体重減少のリスクと口腔衛生管理の関係

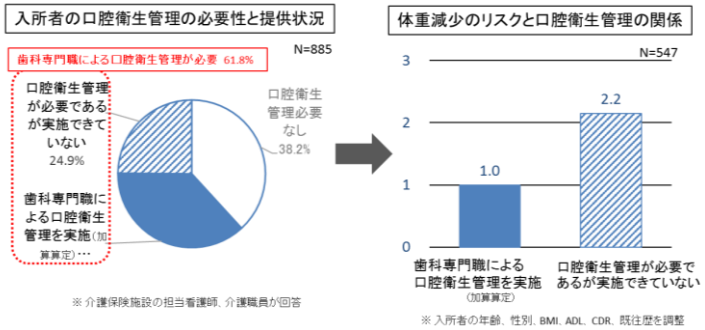

出典：令和元年度　老人保健健康増進等事業「介護保険施設等における口腔の健康管理等に関する調査研究事業報告書」の数値を再分析

地域の実情に応じた歯科医療体制の確保

地域の実情を踏まえて、病院に歯科専門職を配置することや、病院と地域の歯科専門職の連携が重要。

病院と地域の歯科診療所等の連携のイメージ

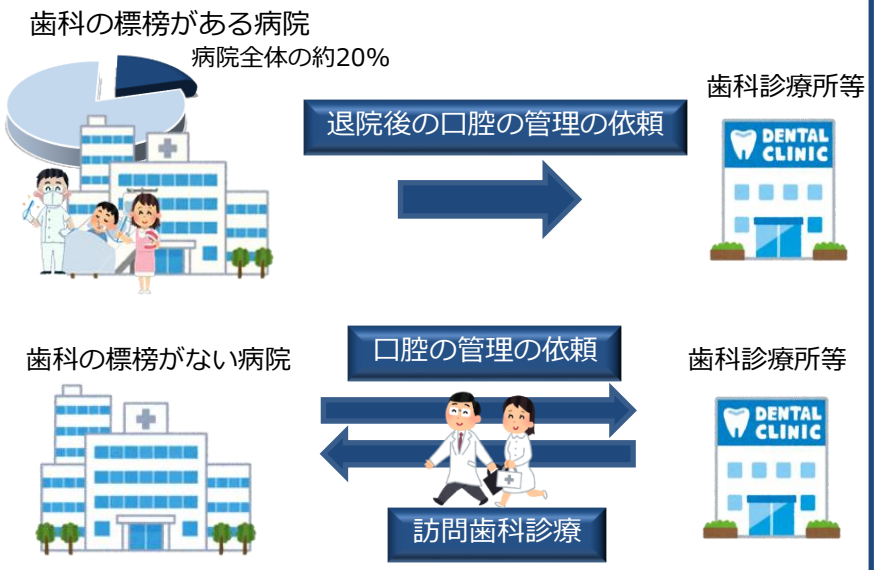

歯科医療提供体制等に関する検討会

1 趣旨

◆ 少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化などにより、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。

◆ こうした状況に対応するため、地域において必要な歯科保健医療が提供されるよう、歯科医療の質の向上を図るとともに、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

◆ これらを踏まえ、歯科医療の提供体制の構築等に関して必要な事項について、総合的に議論を行うことを目的として、歯科医療提供体制等に関する検討会を開催する。

2 検討事項

1. 歯科医療提供体制に関すること。
2. 歯科専門職の需給に関すること。
3. その他、歯科医療の提供に関すること。

3 構成員

市川　哲雄	徳島大学大学院医歯薬学研究部教授
一戸　達也	東京歯科大学教授・学長
大島　克郎	日本歯科大学東京短期大学教授・学科長
栗田　浩	信州大学医学部歯科口腔外科教授
渋谷　昌史	長崎県歯科医師会会長
須田　英明	東京医科歯科大学医歯学総合研究科名誉教授
瀬古口　精良	公益社団法人日本歯科医師会専務理事
田村　道子	渋谷区中央保健相談所長
西原　達次	九州歯科大学理事長・学長
則武　加奈子	東京医科歯科大学病院　講師
長谷　剛志	公立能登総合病院歯科口腔外科部長
福田　英輝	国立保健医療科学院統括研究官
松原　由美	早稲田大学人間科学学術院教授
三浦　宏子	北海道医療大学教授
森野　隆	公益社団法人日本歯科技工士会会長
山崎　学	PwCコンサルティング合同会社ディレクター
吉田　直美	公益社団法人日本歯科衛生士会会長

（座長：須田英明構成員）

（※第９回開催時）

歯科医療提供体制等に関する検討会　中間とりまとめ

○　少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化等により、歯科保健医療を取り巻く状況が大きく変化している状況に対応するため、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
○　これらを踏まえ、歯科医療の提供体制の構築等にして、総合的に議論を行い、とりまとめられたもの。

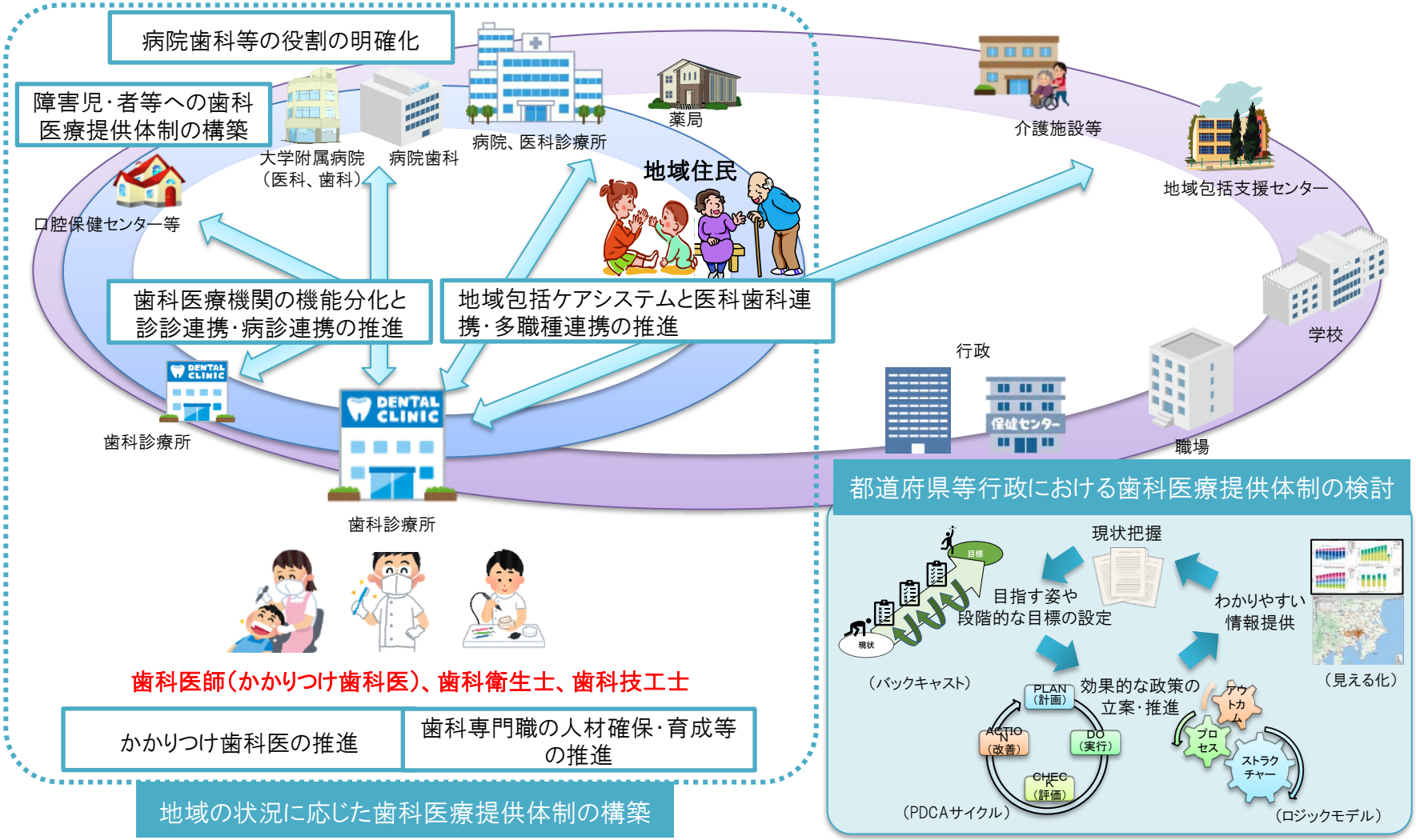

歯科医療提供体制等に関する検討会　中間とりまとめ

（令和6年5月27日）

（１）かかりつけ歯科医の役割

○住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目のない提供体制の確保、他職種との連携の確保
○訪問歯科診療や障害児・者への対応、患者の基礎疾患や認知症の有無、多剤服用に係る状況等への理解、ライフステージに応じた歯科疾患の予防や口腔の管理への対応
○かかりつけ歯科医を持つことができる歯科医療提供体制の構築や、かかりつけ歯科医を持つ意義についての普及啓発等の推進
○新興感染症発生・拡大時における歯科医療提供体制の整備

（２）歯科医療機関の機能分化と連携

○各歯科医療機関の機能の把握・見える化の推進
○国民・患者からの多様化するニーズへの対応や高い専門性を有することが求められるため、診診連携・病診連携の推進により、地域においてカバーできる体制づくりの必要性
○ICTの利活用等の推進
○歯科医療資源に応じた機能分化や連携の在り方等、地域特性に応じた歯科医療提供体制の構築の検討

（３）病院歯科等の役割

○それぞれの地域における役割の明確化
○歯科医療従事者の配置状況や機能等の把握・分析
○果たす役割を認識し、歯科診療所等との連携の推進
○医科歯科連携の推進（入院患者等に対する口腔の管理等）
○歯科医療資源の再構成による機能分化や連携体制の構築等、既存の歯科診療所や有床診療所等の効果的な活用について併せて検討することの重要性

（４）地域包括ケアシステムにおける医科歯科連携・多職種連携

○他職種の口腔の管理への関心を高めるため、他職種からの歯科医療に対するニーズを把握し、相互理解を深めることの重要性
○対応が可能な歯科医療機関の機能を含めた歯科医療資源の見える化
○他職種等に対し、口腔に関する理解を深めてもらうため、学部・専門分野の教育の段階から、口腔の管理の重要性等を学ぶ機会の充実
○人生の最終段階における口腔の管理に対する歯科専門職が関与することの重要性

（５）障害児・者等への歯科医療提供体制

○障害の内容や重度別の分析に加え、対応が可能な歯科医療機関の機能の見える化
○いわゆる口腔保健センターや規模・特性の多様化を踏まえた歯科診療所に求められる役割の整理
○ハード（設備整備等）及びソフト（人材育成、多職種連携等）の両面での取組の充実
○医療的ケア児を含め障害児・者等が、地域の歯科医療ネットワーク等、地域で支えられ歯科医療を受けることができる歯科医療提供体制の構築

（６）歯科専門職種の人材確保・育成等

○歯科専門職が健康に働き続けることのできる環境を整備することの重要性
○学部教育から臨床研修、生涯研修におけるシームレスな歯科医師育成
○円滑な多職種連携の推進のため、学部教育の段階から他職種の役割等を継続的に学び、交流を行いながら理解を促進
○歯科衛生士及び歯科技工士の確保（人材確保、職場環境の整備等）
○行政、教育機関、関係団体や関係学会等が特性を活かし合い、連携しながら、知識や技術をスキルアップするのための取組の実施

（７）都道府県等行政における歯科医療提供体制の検討の進め方について

○地域ごとの歯科医療資源や住民ニーズの把握・見える化、PDCAサイクルに基づく取組の推進、計画的な評価の実施
○歯科医療提供体制の目指す姿を設定し、バックキャストで考えることの重要性
○地域の関係団体等と連携し、目指す姿や目標等の共通認識を深めながら取り組むことの重要性

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の概要

（令和5年10月1日運用開始）

1 事業の背景

○ 歯科医療事故の発生予防・再発防止のためには、歯科医療機関の報告に加え、医療関係団体等により提供される医療安全に資する情報等を収集し、これらを総合的に分析・検討した上で、その結果を広く提供する必要がある。
○ 中立な「第三者機関」において歯科医療機関自らが分析・検討をした情報を収集し、さらに分析を加えた上で情報提供するとともに、歯科医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う。
○ 令和4年度に構築したシステムを保守運用し、歯科ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行う。また、併せて関係団体及び歯科医療機関等への周知を行う。

2 事業の概要、実施主体

システムを活用した事例収集のイメージ

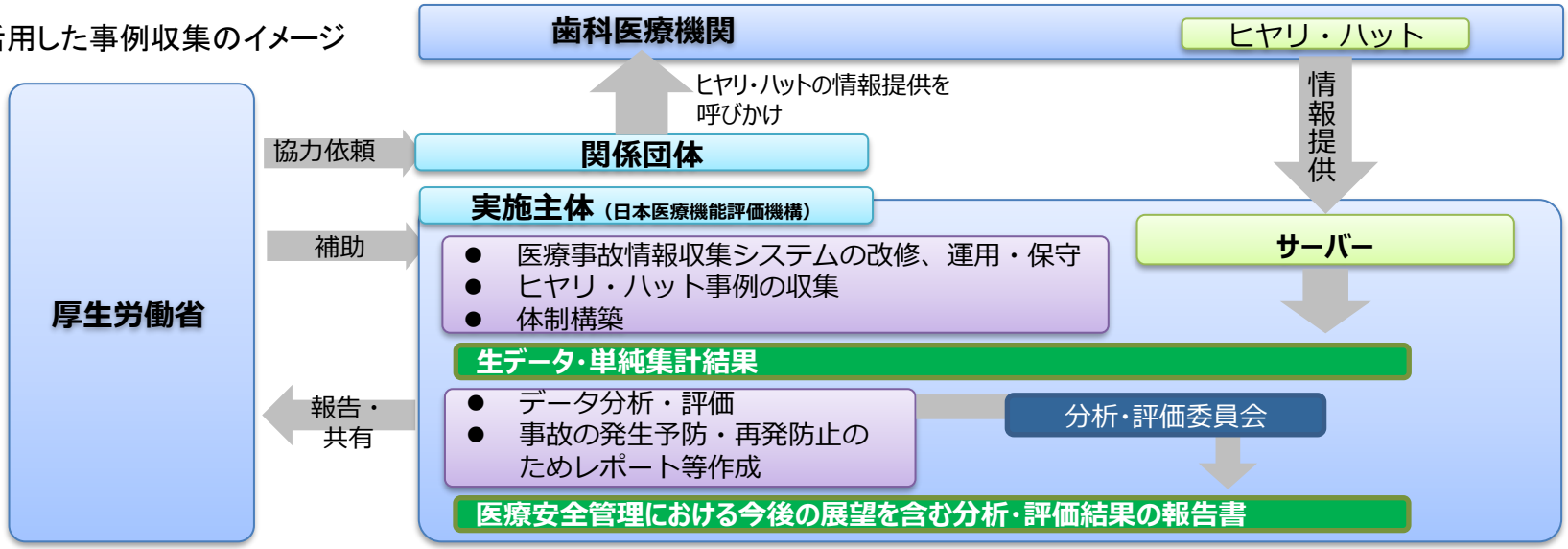

スケジュール	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）～
	構築準備・体制整備	システム構築	周知	運用

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の概要

（令和5年10月１日運用開始）

歯科診療所

ヒヤリ・ハット事例

歯科診療所で
発生した事例

〈事例の概要〉

- 歯科治療・処置
- 薬剤・処方
- 医療機器（機械・器具）
- 検査
- 歯科技工

Web報告

①選択項目
②記述項目
事例の内容
背景・要因
改善策

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

運営委員会

総合評価部会

事務局

報告書

事例検索

国　民

歯科診療所

病院

関係学会・団体

行政機関

など

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業　事業のご案内より抜粋

２. 臨床研修施設

臨床研修施設について現状と課題①

（前回の改正内容）

○ 在宅歯科医療や全身管理に係る研修の充実を図る観点から、「管理型」又は「協力型」おける研修プログラムの補完を行う臨床研修施設として「協力型（Ⅱ）臨床研修施設」を新設した。

○「単独型」又は「管理型」である病院歯科と歯科診療所について、指定継続の在り方等の見直しを行った。

（課題）

○ 前回改正時に議論された臨床研修施設の地域偏在について、現状においても、同様の傾向がみられ、地方の臨床研修施設では、研修歯科医の応募が少ない。引き続き、偏在対策に対する検討を行ってはどうか。

○ シームレスな歯科医師養成に向けて、本年度より共用試験が公的化されたことや日本歯科専門医機構による専門医制度の整備が進められていること等を踏まえ、臨床研修修了後のキャリアパスをつないでいくための体制整備についてどのように考えるか。

臨床研修施設について現状と課題②

（課題つづき）

○ 歯科医師臨床研修マッチングプログラムの参加に関して問題となる事案が生じたこと等を踏まえ、学生が不利益を被ることがないよう、採用に関するルールについて検討が必要ではないか。

○ 臨床研修の実施状況の確認を行うために、必要に応じて実地調査を実施しているが、現状では、省令において報告を求めることができることは記載されているのみであり、実地調査が明確に位置づけられていない。一方で、医科では令和6年2月の省令改正において「必要があるときは、実地に調査することができる」ことが明記された。

○ 臨床研修施設においてハラスメントに関する問題が増えているとの意見があるが、研修管理委員会の要件等でもハラスメントへの対応は明示的には示されていない。

研修施設数（単独型・管理型）の都道府県別の分布

○ 富山県、奈良県、鳥取県、徳島県は、それぞれ1施設となっている。

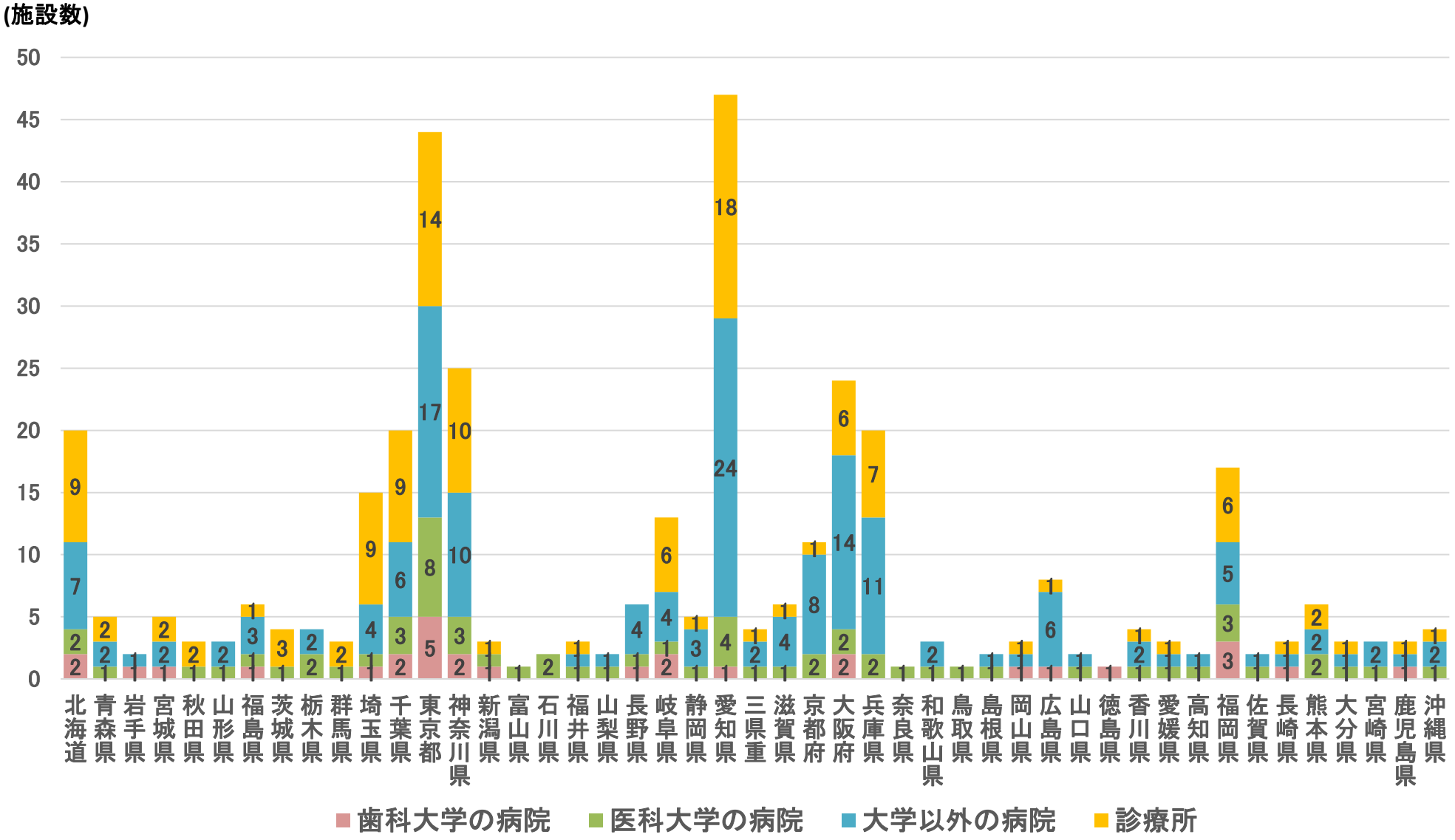

歯科保健課調べ

研修歯科医(施設の所在地)とその進路先の都道府県別の分布

○ 青森、富山、鳥取、島根、香川、高知、佐賀、大分県等においては、研修歯科医がほとんどいない。
○ 研修時の所在地と研修後の進路先の所在地が、ほぼ同数である。

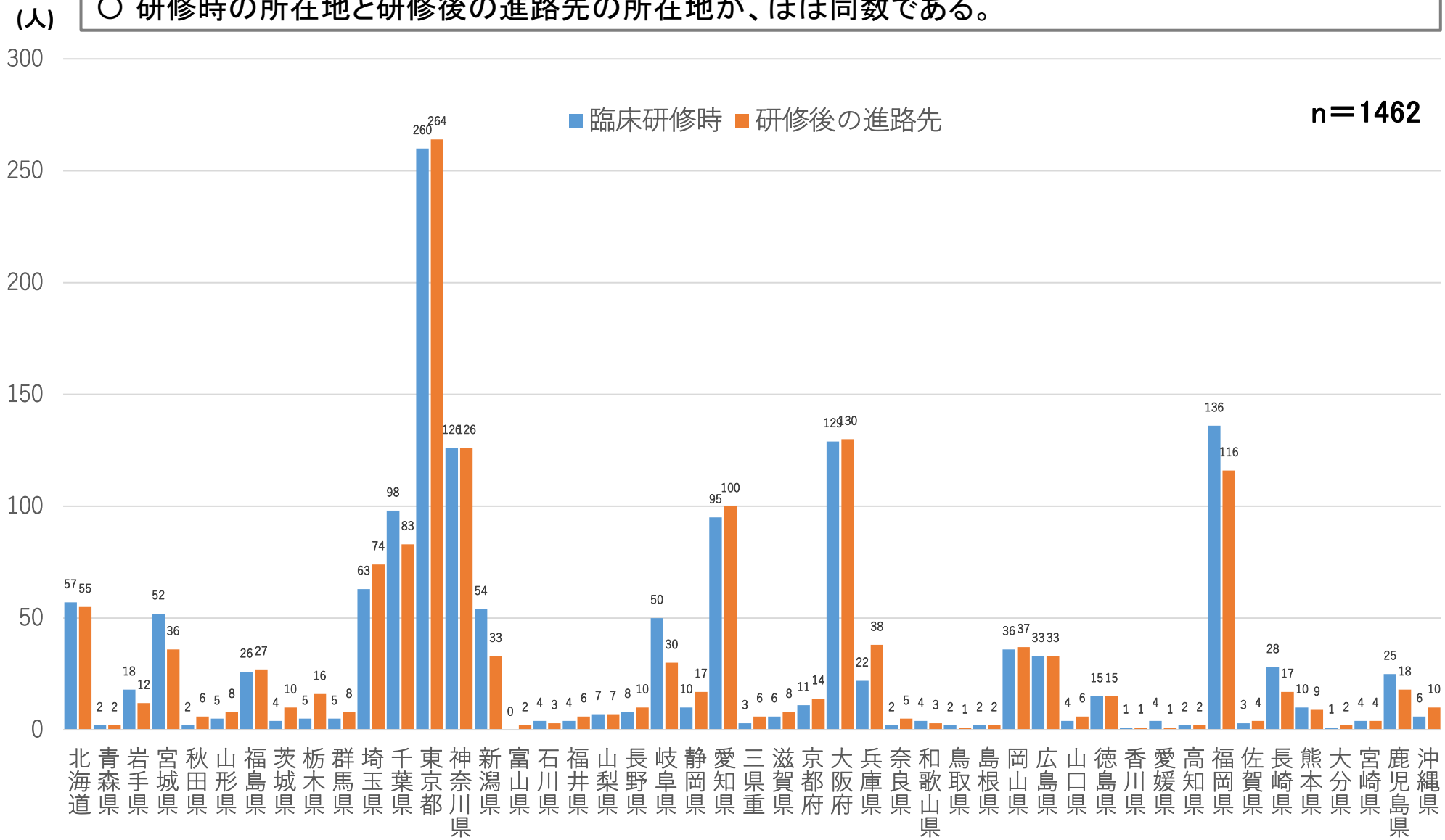

令和4年度歯科医師臨床研修修了者調査からの抜粋

臨床研修修了後の進路について

○ 臨床研修修了後の進路については歯科診療所が最も多く、またその理由として専門性の高い指導や症例数で選んでいる者が多い。

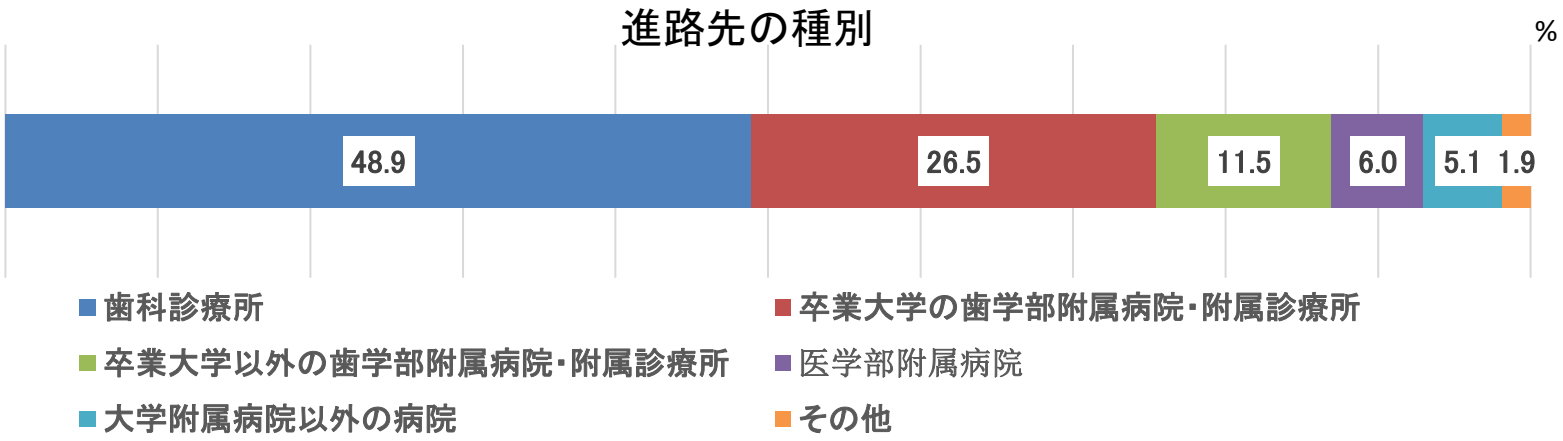

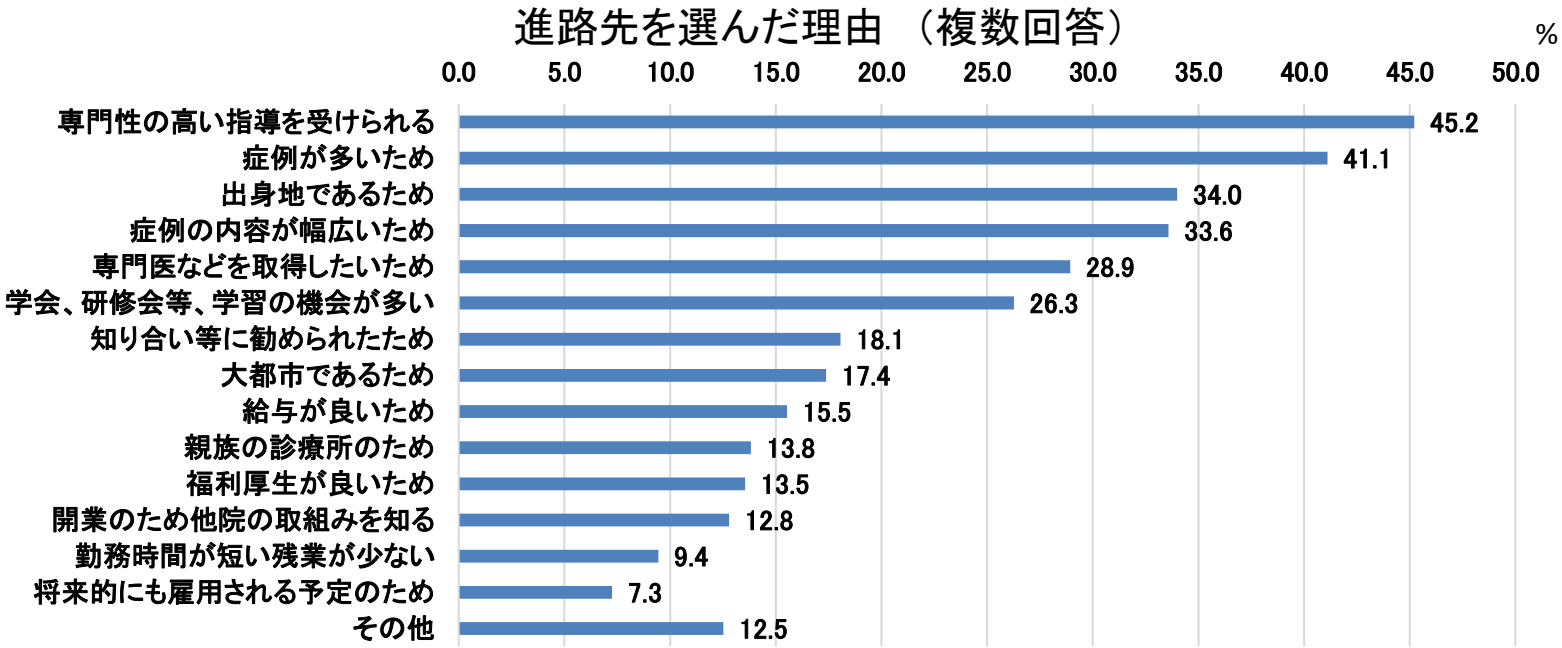

（令和4年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査）

臨床研修施設の指定の基準（施設要件）

（医政局長通知 令和３年　医政発0331第75号　抜粋）

５ 臨床研修施設の指定の基準

（１）単独型臨床研修施設の指定の基準

イ 常に勤務する歯科医師が3人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型（Ⅰ）臨床研修施設として指定を受けており、原則として直近の5年間で2年以上臨床研修の実績があること。

（２）管理型臨床研修施設の指定の基準

イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型（Ⅰ）臨床研修施設として指定を受けており、原則として直近の5年間で2年以上臨床研修の実績があること。

日本歯科専門医機構における歯科専門医の状況

第3回 医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会
（令和6年3月25日） 資料1－1 （改）

現状

○ 歯科においても、日本歯科専門医機構により、専門医制度の整備が進められている。
○ 基本領域として、**口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科**の6領域が既に広告可能となっている。また、基本領域として、**歯科保存、矯正歯科、インプラント歯科、総合歯科**の4領域について、現在整備が進められているところ。
○ サブスペシャルティ領域については、今後の検討課題となっており、現時点で具体的な方針が定まっているものはない。
○ 現在、経過措置により、当面の間、学会認定の専門医（5学会5専門医）が広告可能となっている。

団体名	学会認定専門医名称
日本口腔外科学会	口腔外科専門医
日本歯周病学会	歯周病専門医
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医
日本小児歯科学会	小児歯科専門医
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医

対応案

○ 医科と同様、**基本領域に対応する学会認定専門医（5学会5専門医）**については、**令和10年度末**をメドに経過措置を終了とし、以降は広告不可とする。
○ ただし、令和10年度末までに学会認定専門医を取得または更新した歯科医師については、更新による認定期間の開始日から起算して5年間に限って広告可とする。
○ また、新たな学会認定専門医を広告可能とする場合も、基本領域10領域と同一の専門性があるものについては、広告可能とはしない。
○ 学会認定専門医の広告への対応は、今後のサブスペシャルティ領域についての詳細な整理を受けてから、その広告の在り方を検討することとしてはどうか。
（その際、「新しい判断基準」は医科と同様でよいかという観点も含め検討を要する。）

マッチングシステムに参加している施設数（単独型・管理型）

マッチングシステムに
参加の施設数と不参加の施設数

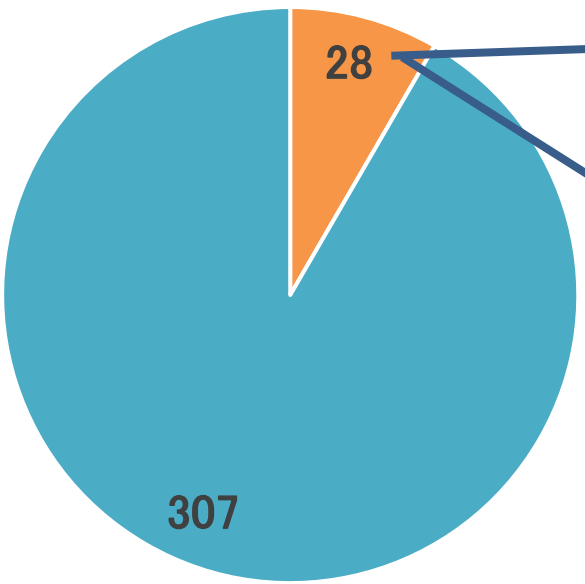

■ 不参加施設　■ 参加施設

マッチングシステム不参加の
施設の種類

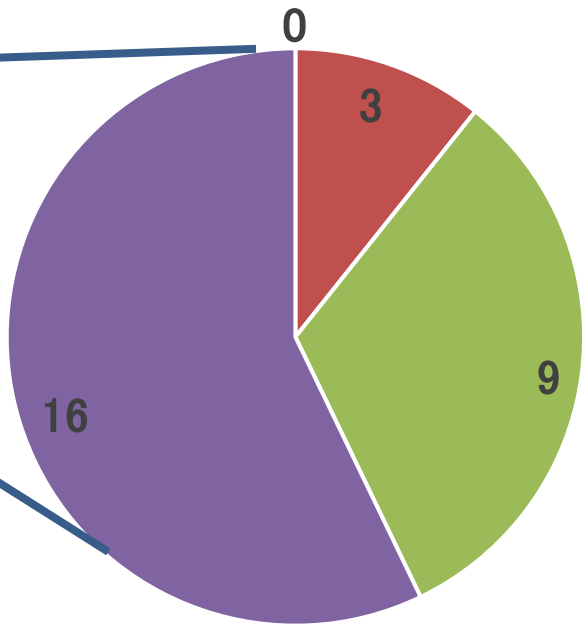

■ 歯科大学　■ 医科大学
■ 大学以外の病院　■ 診療所

（歯科保健課調べ）

臨床研修にかかる歯科と医科の採用の違い

○ 医科は、基礎研究医プログラム等を除き、マッチングによる採用が原則必須である。

歯科

5 臨床研修施設の指定の基準

（1）単独型臨床研修施設の指定の基準

（2）管理型臨床研修施設の指定の基準

セ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

（3）協力型（Ⅰ）臨床研修施設の指定の基準

（4）協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定の基準

コ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

12 研修歯科医の募集の際の研修プログラム等の公表

臨床研修施設の管理者は、研修歯科医の募集を行おうとするときは、あらかじめ、研修プログラムとともに、次に掲げる事項を公表しなければならないこと。

（1）研修プログラムの名称及び概要

（2）研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

（3）研修の開始時期

（4）研修歯科医の処遇に関する事項

（5）臨床研修施設の指定について申請中である場合には、その旨

（6）研修プログラムの追加又は変更の届出を行った場合（当該申請又は届出を行おうとしている場合を含む。）には、その旨

（医政局長通知 令和3年　医政発0331第75号　抜粋）

医科

4 臨床研修病院の指定の申請

(ｸ)（略）基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（以下「基礎研究医プログラム」という。）を設けることができること。

⑨ 当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること。

ス **研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。「研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること」とは、原則として、「医師臨床研修マッチング」を用いた公募による採用が行われることをいうものであること。**

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

（医政局長通知　平成15年　医政発第0612004号　抜粋）

実地調査にかかる歯科医師と医師の制度の違い

歯科

（報告の徴収及び指示）

第十三条　厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修施設の**開設者又は管理者に対して報告を求めることができる。**

２　厚生労働大臣は、研修プログラム、指導体制、施設、設備、研修歯科医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。

３　厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

（平成17年６月28日　厚生労働省令第103号　抜粋）

医科

（報告の徴収等）

第十七条　都道府県知事は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する法第十六条の四第一項の**報告の徴収又は必要な指示をすることができる。**

２　都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法第十六条の二第三項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、**実地に調査することができる。**

３　厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し特に必要があると認める場合には、臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、当該者の同意を得て実地に調査を行い、若しくはその業務に関し所要の報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　都道府県知事が法第十六条の四第一項の報告の徴収若しくは必要な指示又は第二項の実地調査を行った場合は厚生労働大臣に、厚生労働大臣が前項の実地調査若しくは報告の徴収又は必要な措置をとるべきことの請求を行った場合には都道府県知事に、その内容について通知するものとする。

（平成14年12月11日　厚生労働省令第158号　　抜粋）

研修歯科医の問題にかかる研修管理委員会の規定

６ 研修管理委員会等の要件

（1）研修管理委員会

オ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの研修の進捗状況について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。

ク 研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時の研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。

（医政局長通知 令和3年　医政発0331第75号　抜粋）

（参考） 医師臨床研修指導ガイドライン　－2023年度版－

第4章　指導体制・指導環境

8. メンター

職種にかかわらず、指導者たるメンター(は、指導を受けるメンティー に対して、対話と助言を繰り返しつつ、仕事や日 常生活面並びに人生全般における支援を継続的に行う。この一連のプロセスをメンターシップ と呼ぶ。省令施行通知などにおける規定はないが、指導体制充実の一環として、メンター制度を採用する研修プログラムが増えている。

指導医や上級医が、当該分野・診療科のローテーション期間中、研修医からの相談を受け助言を与えるのに対し、**メンターは、診療科の枠を超え、メンティーである研修医との定期的なコミュニケーションを通じ、彼らの研修生活やキャリア形成全般についての助言、精神面でのサポートなど、継続的な支援を行う。**

第5章 研修医の労務環境

1. 研修の労務と研修についての基本的な考え方

（5）研修病院として行うべきこと

研修医の労働環境を守るためには、労働時間の管理は当然であるが、労働そのものを減らすための方策についても取り組んで いかなければならない。**これまでの研修体制では、研修医はいわば「都合のいい雑用係」として、事務作業や患者移動、他の職種が実施可能な処置を担うことも多かったと思われる。**これは、時間外労働について実質的に上限も管理も不十分だった時代に慣習として行われていたものであり、研修医の健康を守り、充実した研修を定められた時間内に行うために、病院を挙げて取り組むべき課題である。さらに一歩進めて、これまで医師が行ってきた業務を他の職種に移管するタスク・シフティングの推進は医療界全体のテーマでもあり、たとえば、静脈採血など看護 師に移管された業務に関しては、あくまで研修医の自己判断で、研修目的のみで実施するなどの工夫も求められる。同時に、**研修医の健康を守るための支援や相談窓口の充実も必須である。**医療安全などの観点から、毎日 6 時間以上の睡眠が確保されるような体制を整えるとともに、産業医や衛生委員会の活動強化を通して、研修医が心身ともに健康な状態で研修に臨めるようにサポートする仕組みの充実が求められる。

医師臨床研修指導ガイドライン－2023年度版－　抜粋

３．指導体制、その他

指導体制、その他について現状と課題

（前回の改正内容）

○ プログラム責任者講習会の受講について、努力義務から、プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかが受講することを必須とした。

○ 歯科保健医療を取り巻く状況の変化や臨床研修制度の見直しが概ね5年毎に行われること等をふまえ、指導歯科医のフォローアップ研修が位置づけられた。

（課題）

○ 指導歯科医講習会やプログラム責任者講習会について、「回数が少なく、受講したくてもできない」といった意見がある。Web開催も含め、開催回数や開催方法等について検討が必要ではないかとの意見がある。

○ 指導歯科医のフォローアップ研修について実施されるようになったが、内容については、さらに検討が必要ではないかとの意見がある。

プログラム責任者講習会と指導歯科医のフォローアップ研修の位置づけ

６ 研修管理委員会等の要件

（３）プログラム責任者

ウ プログラム責任者又は副プログラム責任者は、プログラム責任者講習会（医療関係者研修費等補助金歯科医師臨床研修指導医講習会事業により開催されたもの）を受講すること。なお、研修プログラムを新設又は追加する場合で、プログラム責任者又は副プログラム責任者がプログラム責任者講習会を未受講の場合は、新設又は追加後５年以内に**プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかが、プログラム責任者講習会を受講すること。**

（４）指導歯科医等

（イ）指導歯科医は、**臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。**指導歯科医講習会受講後も、**定期的に歯科医師臨床研修制度等に関する講習会等を受講すること。**

（医政局長通知 令和３年　医政発0331第75号　抜粋）

プログラム責任者講習会と指導歯科医講習会講師養成研修会の実績と内容

令和5年度　プログラム責任者講習会および指導歯科医講習会講師養成研修会の実績

	プログラム責任者講習会		指導歯科医講習会講師養成研修会	
	Web開催	現地開催	Web開催	現地開催
一般財団法人 歯科医療振興財団	2回	0回	0回	0回
一般社団法人 日本歯科医学教育学会	1回	1回	1回	1回

令和6年度　プログラム責任者講習会および指導歯科医講習会講師養成研修会の内容の比較

プログラム責任者講習会

- ○ イントロダクション
- ○ 特徴のある研修カリキュラム
- ○ トラブル事例に対する対応1，2
- ○ ポートフォリオ個人作業
- ○ 指導歯科医に対する評価
- ○ 超高齢社会における歯科医師臨床研修
- ○ 最近の卒前教育について
- ○ ポートフォリオ個人作業
- ○ コミュニケーションスキル
- ○ ポートフォリオ1，2，3
- ○ 講習会の振り返り

指導歯科医講習会講師養成研修会

- ○ 歯科医師臨床研修制度について
- ○ 歯科医療における医療安全の重要性について
- ○ 人材育成・勤務環境改善マネジメント
- ○ ワークショップの運営管理
- ○ アイスブレイク
- ○ ファシリテーションとコーチング
- ○ カリキュラムプラニング：目標
- ○ カリキュラムプラニング：方略
- ○ カリキュラムプラニング：評価
- ○ カリキュラムプラニング：見直し
- ○ 問題点の抽出
- ○ 対応策の立案
- ○ ポートフォリオ評価
- ○ フィードバック（振り返り）

歯科保健課調べ

臨床研修活性化推進特別事業

1 事業の目的・趣旨

- 指導歯科医講習会において講師を務めることができる人材が限定されており、指導歯科医講習会において講師を務めることができる人材育成が喫緊の課題
- 歯科医師臨床研修制度では、令和３年の制度改正により、令和４年度から指導歯科医のフォローアップ研修の受講が必須となった。全国の指導歯科医が当該フォローアップ研修を受講可能とするためには、e-ラーニングの環境整備も必要であることから、フォローアップ研修の受講環境を整備し、歯科医師臨床研修の指導体制を継続して確保するため、e-ラーニング教材の作成・運営が必要である。

2 事業の概要

指導歯科医講習会を担う歯科医師の養成

- 指導歯科医講習会の開催増加（量の増加）
- 人材増加による、幅広い観点で講習会実施（質の向上）

フォローアップ研修のe-ラーニング教材作成・運営

- フォローアップ研修体制の確保
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響下においても、歯科医師臨床研修の指導体制の確保

指導歯科医の資質向上を図る

【内容】

① フォローアップ研修を含む指導歯科医養成のための講師育成

② 教育ツール（e-learningコンテンツ等）作成及び運営

【講師育成】

講習会・グループワーク等を実施

【教育ツール作成】

e-learning作成・運営

3 実施主体等

公募により実施団体を選定

日本歯科医学教育学会フォローアップ講習会について

方法	オンデマンド配信による講演視聴と内容確認テストの受験
内容	1章　歯科医師臨床研修制度について 2章　歯科医療における医療安全の重要性について 3章　組織における人材育成及び医療従事者の勤務環境改善マネジメントの考え方 4章　カリキュラムプラニング：目標 5章　カリキュラムプラニング：方略 6章　カリキュラムプラニング：評価 7章　問題点の抽出 8章　対応策の立案
受講資格	歯科医師臨床研修施設に勤務する歯科医師で、次の各号に該当する者 指導歯科医講習会（厚生労働省医政局長が策定する指導歯科医講習会の開催指針に則って開催されたもの）を修了している者
受講料	当面無料
申込	オンラインにて受付
修了証	講習会修了は、講演動画の視聴状況と内容確認テストの成績をもとに、本学会理事会にて認定します。修了が認定された者に対しては、指導歯科医の資格更新に必要な単位取得のための講習会として厚生労働省が認定していることを証した修了証を授与します。

日本歯科医学教育学会ホームページより

歯科医師臨床研修制度改正に関する論点

1．研修内容について

○ 令和4年度歯学教育モデル・コア・カリキュラム等をふまえた到達目標の見直し

2．臨床研修施設について

○ 地域偏在対策について、病院歯科をふくめた臨床研修施設の要件

○ 歯科専門医制度をふまえた臨床研修施設の要件

○ 臨床研修施設に対する実地調査の位置づけ

○ 研修歯科医の採用に関するルール

○ 臨床研修時のハラスメントに対する研修歯科医への対応

3．指導体制等について

○ プログラム責任者講習会の開催回数や開催方法等

○ 指導歯科医のフォローアップ研修の内容等

○ その他

これらの論点について
具体的な内容をワーキンググループで検討することとしてはどうか。

令和8年度歯科医師臨床研修制度改正に向けたスケジュール（案）

令和6年度			令和7年度	令和8年度
7月～8月	9月～12月	1月～3月		4月～

＜歯科医師臨床研修部会＞

- 7月 第2回（制度）
- 8月 第3回（施設指定等）
- 12月 第4回（制度・施設指定等）
- 3月 第5回（制度）

＜作業部会（WG）＞

- 8月 第1回
- 9月 第2回
- 10-11月 第3回
- 11-12月 第4回
- 1月 第5回

（※必要に応じて、追加開催）

意見のとりまとめ（令和7年3月末まで）

改正省令案・改正通知案等の作成

改正省令・改正通知の発出・周知（令和8年3月末まで）

令和8年4月 臨床研修開始